

2012年 6月 10日 Vol.0056

静岡刑務所において私が共同作業をするようになったのは（前半）

---

---

静岡刑務所において私が共同作業をするようになったのは1月26日からであるが当初から私の素性を知っている受刑者が数名いた。丸坊主である上囚人服であるのに一目見てよく分かったものだと感心している。その後、伝え聞いたのか多くの受刑者の知るところとなった。私は進んで自分の素性を話したことは一度もない。何故かと言うと受刑生活がやりにくくなるからである。ここでは事件のため離婚した人も多く、身元引受人がいないため満期出所するしか方法のない人も多い。最近は様々な法律相談を受けることが多い。財産分与、慰謝料、不動産取引、弁護士会への懲戒請求、刑事告発等である。運動時間の30分間は雑談も自由であるのでその機会に相談を受けるのだ。出所すれば連絡したいという人もいるが私は聞き流している。私のほうから出所後に会ってみたいという人もいる。受刑者の中には検事という職業そのものに敵意を抱いている人もいる。私の友人からは「保安上の問題があるのでずっと独居房であろう」との手紙が何度も届いたものだ。幸にも保安上の問題は発生していないし、ようやく所内の規則にも慣れ独特の隠語もわかるようになった。

現在の刑務所における管理行刑を立案し実践したのは昭和48年小田勉が大坂刑務所保安課長の時代だといわれる。彼の持論は「軍隊的行進の徹底化、作業中を問わずあらゆる場所での交談禁止、脇見、無断離席の禁止、懲罰の励行」にあったという。刑務官から作家に転身した坂本敏夫（元広島拘留所総務部長）は自らの著書「元刑務官が語る刑務所」の中で「小田勉氏は日本の行刑に残る一人である。府中刑務所の管理部長時代に他界したが、彼の残したものが管理行刑である」と紹介している。昭和48年からすでに35年以上が経過しているがそれを基本的には踏襲しているといえよう。行刑の目的が受刑者を更生改善させ再犯を防止するための指導教育にあるということは誰も異論はないものと思われる。

本年（平成 21 年）4 月に NHK 教育番組で初犯刑務所である黒羽刑務所が放映されたが、その中で同署の統計によると 3 ヶ月以内の再犯率 35%、1 年以内の再犯率 70% ときわめて高率であった。その原因が管理行刑だけにあるというのではないが人間が他の動物と異なる点はコミュニケーションを通じて自らの人格形成をしつつ発展してきたところにある。そういう特性を生かした教育ができないものであろうか。

秋の臨時国会に法務省は社会内処遇の導入を柱とする刑務所改革法案を提出するらしい。それは画期的な法案であると思うが、これを機会に将来の行刑の進むべき方向性につき徹底した議論をすべき時期にあるのではなかろうか。

さて、次は送り込む側にいたときの話である。私は平成 5 年 4 月から 3 年間高松地検次席検事として勤務したことがある。次席検事が捜査を統括し独自捜査を遂行し、3 年間に 47 名を逮捕、160 ケ所を捜索した。

それは白鳥町長及び中監ゼネコンによる談合事件、入札業者指名選定をめぐる庵治町長による贈収賄事件、臨床試験をめぐる贈収賄事件、架空入院による約 1 億円の詐欺事件などである。高松地検は検事正、次席検事、刑事部長、公安部長、検事（3 名）副検事（4 名）のいわゆる中小地検である。ただ高検所在地の地検であるため部制庁になっている。

検察庁は最高検を頂点に全国 8 ヶ所に高検がある。それは東京、大阪、名古屋、福岡、札幌、広島、仙台、高松の 8 ヶ所なのだ。その下、都府県に各 1 ヶ所の地検があるのだ。特捜部は当時東京地検と大阪地検しかなかったが平成 8 年から新たに名古屋地検にも設置された。特捜部というのは地検独自で捜査をする部署である。いわゆる独自捜査をするのである。他の地検では通常警察からの事件送検を受けた事件のみ検事は捜査して起訴、不起訴を決定している。独自捜査には多大の労力と時間を要し失敗があるのだ。警察からの送検事件だけをしていれば失敗もなく仕事も楽であるのでほとんどの検事は独自捜査をすることはしないのだ。

私は福岡地検、神戸地検姫路支部、高知地検次席当時から常に独自捜査と向かい合ってきたものだ。常に何か犯罪はないかと情報収集に努めたものである。独自捜査は次席検事が捜査を統括し刑事部長が主任検事兼取調べ担当者、他地検からの応援を得て実施した。検事の人数が少ないためやむ

を得ない措置である。当時法務検察の中枢からは地方地検があんなに身柄を取ってしまったら大阪地検特捜部の面子は丸つぶれだ、大阪地検特捜部は何をやっているのか、との声も上がったものだ。

高松地検の検察官、検察事務官は捜索差押さえの経験はないし、内偵捜査に従事した人もいないのである。研修、講義等を通じてある程度の教科書的知識はあってもいざ戦いとなると何をどうしたら良いのか戸惑い、内偵の手法もわからないのである。実践の場で多数の経験を積み重ねるしかないのだ。1年間に40~50件位捜索を経験すると証拠物の整理も物（ブツ）読みも1人前になるものである。警察送検事件は素材が提供されそのほとんどが完成されたものとして供述調書等が送致されるので若干の補充捜査をすれば特段の問題もなくスムーズに処理できるのである。

問題なのは当事者、関係者がひた隠しにする当事者だけしか知らない密室の犯罪、現金による贈収賄事件等を如何にして取り調べ担当検察官が自白させるかにあるのだ。自白させるコツ等ないし生まれながらの素質と実践での訓練により自らの血となり肉となるように自らが努力する以外に方法はないのである。メモ等の有力な物証があっても、何時どこで、どういう方法で現金を手渡したのかは当事者だけしか知らないのである。取調べ検察官が自白させないことにはその真相は明らかにならないのだ。

高松には拘置所はなく刑務所しかない。東京や大阪の特捜部が逮捕した被疑者は拘置所に勾留され検察官の取調室も多数部屋があるので地検で取調べをしないで拘置所で実施される。ところが高松地検で独自捜査することもなかったので刑務所には検事の取調室は1室しかなかったのである。そこで刑務所と協議して証拠品質2室、検察官会議室1室、次席検事控え室1室、舎房8室を取調室にしたのだ。舎房というのは今私が入っているのと同じ独居房であるので広さは6平方メートル位、便所もあるため、検察官の机と椅子、立会事務官の机と椅子、被疑者の座る椅子を入れると身動きできない狭さである。ただ鉄格子であるので出入口さえ鍵をかければ逃げられる恐れはない。便所もあるのですぐ用便はできるが夏の暑さと冬の寒さは厳しいのだ。

余りにも劣悪な環境の取り調べである。その部屋で毎日午前9時から午後11時頃まで取り調べである。もちろん土曜、日曜などないのだ。3年間かような状態での取調べが続いたのである。高松地検本庁には副検事2~3名検察

事務官 8 名の裏付け捜査班を内偵部屋に常駐させたのだ。私は次席検事として昼間は地検において他の捜査、公判、総務課、会計課、刑事事務課、公安事務課、調査課、検務課等の決裁をして夕方から刑務所の次席控室に陣取るのだ。土曜、日曜は直接刑務所に出勤するのである。

誰もが精神的にも肉体的にも極限状態が続くのである。しかし、それも検察官の使命なのだ。独自捜査なんか止めようと思うときもあったが 3 年間突っ走ったのである。

(後半へつづく)

---

著者：三井環（元大阪高検公安部長）